

長時間労働者への医師による面接指導制度について

最近、高速道路での重大事故が目立ちますが、その背後に長時間労働があることが指摘されています。労働安全衛生法では長時間にわたる労働により疲労の蓄積した労働者に対し、事業者は医師による面接指導を実施する事が義務づけられています。

常時50人未満の労働者（アルバイト、パートなども含めます）が勤務している事業場についても、平成24年4月1日から適応されています。

当センター事業においてもこの面接指導が無料でできる制度があります。一ヶ月に100時間を超える時間外労働や、事業場が独自に定めた基準を超えた場合は対象になります。このような労働者が出たら、当センターにご連絡下さい。事業場で担当を決めておくのが便利です。だいたい、健診の担当の社員さんが行っているようです。安全衛生推進者の資格があるとより良いでしょう。事業場の都合と当センターの産業医の都合をコーディネーターがお聞きし、面接指導のセッティングをします。面接場所は事業場か、産業医の診療所かのどちらかになります。できるだけ、事業場で行うのが望ましいでしょう。会議室など面接指導できる部屋をお選び下さい。

面接指導にあたっては、定期健康診断の結果をご用意下さい。健診結果を参考にしてお話を伺いながら面接を致します。

面接指導後、事業主は医師より結果について意見聴取をします。当センターより結果を文書にてお知らせします。通常勤務可、要就業制限、要休業がこれにあたります。事業者は医師の意見を参考に従業員に対し、就業に関し措置を行います。尚、措置を行う前に、事業者がよく労働者の話を聞き、労働者に納得してもらう事が重要です。充分、気を付けて下さい。

この、医師の面接指導は無料ですが、去年から、同一年度内に二回以上同じ労働者が利用する場合は有料となります。詳しくはコーディネーターにお尋ね下さい。



多摩東部地域産業保健センター 181-0014 東京都三鷹市野崎1-7-23 三鷹市医師会館内

電話番号:0422-47-2155 FAX 番号:0422-48-0982 電子メール: sanpo@mitaka.tokyo.med.or.jp